

平成 18 年 6 月 30 日

平成 18 年度環境物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

[1] 特定調達物品等の平成 18 年度における調達の目標

平成 18 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成 18 年 2 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすものをいう。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。

1 紙類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、ジアゾ感光紙） 印刷用紙 （カラー用紙を除く、カラー用紙） 衛生用紙 （トイレットペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

朱肉	
印章セット	
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステーブラー	
ステーブラー針リムーバー	
連射式クリップ (本体)	
事務用修正具 (テープ)	
事務用修正具 (液状)	
クラフトテープ	
粘着テープ (布粘着)	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット (玉)	
マグネット (バー)	
テープカッター	
パンチ (手動)	
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	
鉛筆削 (手動)	
OAクリーナー (ウェットタイプ)	
OAクリーナー (液タイプ)	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース (FD・CD・MO用)	
マウスパッド	
OAフィルター (枠あり)	

丸刃式紙裁断機

カッターナイフ

カッティングマット

デスクマット

OHPフィルム

絵筆

絵の具

墨汁

のり（液状）（補充用を含む。）

のり（澱粉のり）（補充用を含む。）

のり（固形）

のり（テープ）

ファイル

バインダー

ファイリング用品

アルバム

つづりひも

カードケース

事務用封筒（紙製）

窓付き封筒（紙製）

けい紙

起案用紙

ノート

タックラベル

インデックス

パンチラベル

付箋紙

付箋フィルム

黒板拭き

ホワイトボード用イレーザー

額縁

ごみ箱

リサイクルボックス

缶・ボトルつぶし機（手動）

名札（机上用）

名札（衣服取付型・首下げ型）

鍵かけ	
-----	--

3 機器類

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパテーション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4 O A機器

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ・ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小型充電式電池	18年度に購入する物品及び18年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

5 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 電気便座	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------------------------------	------------------------------

6 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

7 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

8 照明

蛍光灯照明器具 蛍光ランプ 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------------	------------------------------

9 自動車等

9-(1) 自動車

一般公用車	低公害車(*2)のうち、いずれか8台を調達予定。
一般公用車以外の自動車	調達予定なし。

*1 一般公用車とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通乗用車又は小型乗用車であるものをいう。

*2 「基本方針」10.自動車等で定められているものをいう。

9-(2) ITS対応車載器

ETC対応車載器	9個を調達予定。
カーナビゲーションシステム	6個を調達予定。

9-(3) タイヤ

一般公用車用タイヤ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
-----------	---------------------------

9-(4) エンジン油

2サイクルエンジン油	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
------------	---------------------------

10 消火器

調達を実施する場合には、調達目標は 100%とする。

11 制服・作業服

制服 作業服	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
-----------	-------------------------------

12 インテリア・寝装寝具

カーテン タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベットフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

13 作業手袋

調達を実施する場合には、調達目標は 100%とする。

14 その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---------------------------	-------------------------------

15 設備

太陽光発電システム	調達予定なし。
太陽熱利用システム	調達予定なし。
燃料電池	調達予定なし。
生ゴミ処理機	調達予定なし。

16 公共工事

公共工事については、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成 18 年度は、以下の資材、建設機械若しくは工法を使用し、目的物

を構築する公共工事の調達を積極的に推進する。

建設汚泥から再生した処理土	再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
土工用水砕スラグ	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、覆土材等において、その使用を推進する。
銅スラグ用いたケーソン中詰め材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
地盤改良用製鋼スラグ	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、整地工事におけるサンドコンパクションパイルの地盤改良材において、その使用を推進する。
高炉スラグ骨材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
フェロニッケルスラグ骨材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単体体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
銅スラグ骨材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単体体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
電気炉酸化スラグ骨材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単体体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
再生加熱アスファルト混合物	再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通でない道路におけるアスファルト舗装の基層・表層材料としてその使用を推進する。
鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
再生骨材等	再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。

鉄鋼スラグ混入路盤材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
間伐材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、公園、緑地等の植栽工事における植栽支柱や仮設防災等における資材などで、高強度を必要としない場合などにその使用を推進する。
高炉セメント	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、造成工事等における構造物などで、早期強度を必要としない場合にその使用を推進する。
フライアッシュセメント	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、造成工事等における構造物などで、早期強度を必要としない場合にその使用を推進する。
エコセメント	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において、その使用を推進する。
透水性コンクリート	公園工事における園内舗装、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート二次製品において、その使用を推進する。
フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、法面保護工事における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。
下塗用塗料（重防食）	橋梁等の鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。
低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。
再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係わる環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、安全性の確保に留意する。
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係わる環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、安全性の確保に留意する。

再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	調整池工事における堤体等の吸い出し防止材、防砂シートにおいて、その使用を推進する。
バークたい肥	施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事でその使用を促進する。
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事でその使用を促進する。
環境配慮型道路照明	設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。
陶磁器質タイル	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
断熱サッシ・ドア	気温条件等が厳しい場所での建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。
製材	主要部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ建築工事においてその使用を推進する。
集成材	主要部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ建築工事においてその使用を推進する。
合板	主要部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ建築工事においてその使用を推進する。
単板積層材	主要部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ建築工事においてその使用を推進する。
パーティクルボード	建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
繊維板	建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
木質系セメント板	建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
ビニル系床材	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
断熱材	建築工事における内外装材などで、材料の特性に配慮するとともに、オゾン層を破壊する物質が使用されていないもの及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないものの使用を推進する。
照明制御システム	建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
変圧器	運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事においてその使用を推進する。
吸収冷温水機	建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。

氷蓄熱式空調機器	建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	建築設備工事において、建物の排水用に塩化ビニル管を用いる場合においては、その使用を推進する。
自動水栓	建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
自動洗浄装置及びその組み込み小便器	建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
水洗式大便器	建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
排出ガス対策型建設機械	「建設機械に関する技術指針」(平成3年10月8日付け建設省経機発第247号)に従い、バックホウ、トラクタシヨベルなどを使用する工事において、その使用を推進する。
低騒音型建設機械	「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号)に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。
低品質土有効利用工法	粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、土質改良等については、「発生土利用基準」に基づき、品質の確保に留意する。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥が発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設汚泥を再生した処理土及び流動化処理土として、4MPa以上の脱水圧力処理又は流動化処理により現場内再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生処理土については「建設汚泥再生利用技術基準(案)」又は「建設汚泥リサイクル指針」、また、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」に基づき品質の確保に留意する。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材及び再生コンクリートとして現場内利用できる工

	種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生コンクリートについては要求される強度、耐久性を満足するよう品質の確保に留意し、再生骨材については「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」に基づき、粒度調整可能な破砕機による破砕、選別、混合物除去等を行い、品質の確保に留意する。
路上表層再生工法	道路の表層を補修する場合に、専用機械を利用した連続施工が可能である現場において、その使用を推進する。
路上再生路盤工法	舗装計画交通量1,000台/日未満の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。
伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	造成工事、道路工事等で発生する伐採材及び建設発生土を活用し、法面緑化工法として現場内再利用できる場合に、その使用を推進する。
排水性舗装	道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。
透水性舗装	雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。
屋上緑化	荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。

なお、調達目標の設定については、実績の把握を進める中で、今後、検討するものとする。

17 役務

省エネルギー診断	調達予定なし。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	9件を調達予定。
自動車専用タイヤ更正	調達予定なし。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達目標は100%とする。
清掃	調達目標は100%とする。

[2] 特定調達物品等以外の平成18年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1 トナーカートリッジを調達する場合は、再生材料を多く使用しているトナーカートリッジを選択する。
- 2 ラベルライター用テープカートリッジを調達する場合には、再生プラスチックが製品のプラスチック重量の50%以上使用されているものをできる限り調達する。
- 3 上記のほか環境物品の選択に当たっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

[3] その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 本調達方針は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構の全事業所（本部・支部、大学校・事務所・開発所）を対象とする。
- 2 調達の実績は、品目毎に取りまとめ、公表する。取りまとめ方法及び公表の方法は別途検討する。
- 3 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 4 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5 物品等を調達する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じた環境物品等の購入を推進するよう働きかけるとともに、物品等の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 6 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務部調達・管理グループ調達・管理課とする。

以上